



安中市8月定例記者発表資料

安中市小売店舗等改装等工事補助金について

市では、商工業の活性化を図るため、小売店舗等の改装工事費の一部を補助する制度を創設いたしました。

小売店舗等の改装のため、市内業者が施工する工事費用の一部を補助する事業を実施します。

主な補助対象経費ですが、内外装の改装に係る経費及びトイレ、空調等の移動が不可能な備品の設置に係る経費が対象となります。

小売店舗などの改装をお考えの方は、是非ご相談ください。

記

- 受付 開始済
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
※土曜・日曜日、祝日、年末年始の閉庁日は受付できません。
- 受付場所 松井田支所1階 地域創造課
- 補助金額 補助対象経費の20%
- 限度額 100万円
- 補助件数 申請が予算額(1,000万円)に達した時点で受け付けを終了します。

問い合わせ先

- ・産業政策部 地域創造課
- ・担当：櫻井
- ・電話：027-382-1111
内線：2621